

「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」説明会

平成26年7月1日（火）10時～12時

大山崎町中央公民館 2階 講座室

1 あいさつ

2 計画相談について

3 質疑

4 その他

※ 配付資料について

- ・ 説明会資料（パワーポイント）
- ・ 障害児相談支援事業所・特定相談支援事業所の紹介（一覧）
- ・ 計画相談の流れ
- ・ アンケート

アンケートのご記入にご協力ください。

お帰りの時に、ご提出ください。

本日の説明会について、ご質問等は、市町の障がい福祉担当、相談支援事業所、自立支援協議会事務局（075-954-7939）まで、お問い合わせください。

説明会 乙訓圏域障がい者自立支援協議会
2013. 10. 18・25・29

障がい福祉サービスの利用を希望する人
→ サービス等利用計画
障がい児通所支援の利用を希望する人
→ 障がい児支援利用計画

の作成が必要になる事についての説明会です。


権利条約

- 障害者権利条約: 2006年国連総会で採択・日本は2014年に批准
- こどもの権利条約: 1989年国連総会で採択・日本は1994年に批准

基本的人権

- 障害者基本法
すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として...

なぜこの計画が必要なの？

- 障害者総合支援法では、「障害のある人々が人として尊重され安心して暮らしができるための支援は、総合的かつ計画的に行うように」とされています。
- 障がいのある本人を中心に考え、福祉のさまざまなサービスを組み合わせるための「支援計画」が必要です。
- 児童の通所支援は児童の発達を促すための「支援計画」が必要です。(児童福祉法)

いつから必要になるの？

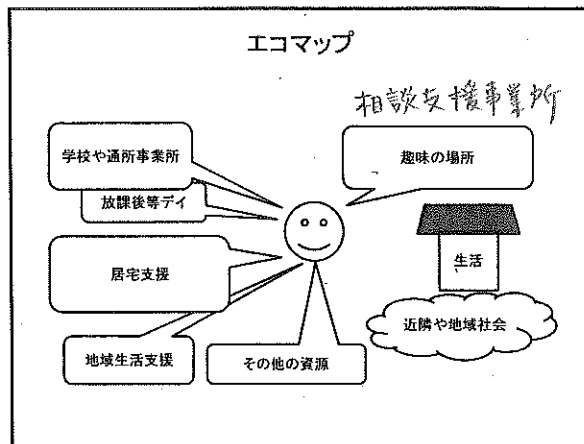
- 平成27年3月までに段階的に作成を進められています。(乙訓2市1町では25年度より拡大スケジュールを作成して計画的に進められています)
- これから、新たに障がい福祉サービスの利用を申請する時に必要です。
- 今すでに、障がい福祉サービスを利用されている方は、今後サービスの更新時などにお住まいの市・町からお知らせの文書が送られてきます。

「サービス等利用計画」と「障がい児支援計画」はどう違うの？

「サービス等利用計画」は
「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉のサービスを利用する人への総合的な支援計画です。

「障がい児支援利用計画」は
「児童福祉法」に基づく障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)を利用する子どもへの支援計画です。

- ① 平成25年度から始まっています。
もうすでに利用計画を作成している人もいます。
- ② 今まで使っていないサービス利用を申請した時
今使っているサービスに、新しいものを追加した時
点で必要になります。
- ③ 現在受給者証を持っている人は、市・町から
連絡があるまで必要ありません。
- ④ 作って欲しいと思う人はいつでも申請できます。



どんな計画なの？

- ・ 障がい福祉サービスを利用する本人の生活
全体を考えて立てる支援計画です。
- ・ そして、一定期間で見直しもされます。

作る人は？

市・町が指定する事業所の「相談支援専門員」です。
「相談支援専門員」は京都府が実施する「相談支援
従事者研修」を受講しています。
家族や本人がセルフプランを立てることも可能です。

- ・ 障がい福祉サービス利用者→
「指定特定相談支援事業者」
- ・ 障害児通所支援利用者→
「指定障害児相談支援事業者」

個別支援計画とは

それぞれのサービスを提供する時に、
事業者が立てて、利用者と確認するものです。

- ① いつ どれくらい 利用するか
- ② どんな内容にするか
- ③ どんな支援をするか
- ④ どんな目標をもつか

障がいのある本人の

どんな暮らしをしたいか。

どんな暮らしをできるようになりたいか。

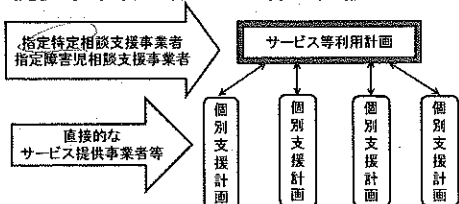
希望や思いを中心に考えます。

実現可能な現状と照らし合わせながら

一緒に考えます。

「サービス等利用計画」と「個別支援計画」

- ・ 個別支援計画は、サービス等利用計画に沿って、日中活動や居宅支援等のサービス提供事業者が作る→一体的支援が得られる



見直して？

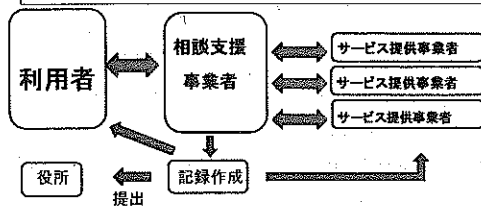
「モニタリング」と言います。

- ・ 立てた計画どおりに支援が提供されているか？
- ・ 本人の状況や願いが変わっていないか？
- ・ 支援の方針と支援の内容がずれていないか？

これらの事を定期的に確認します。

本人・家族からも、思っていることを話すことを勧めます。上手に言わなくても、具体的でなくてもかまいません。

どんな手順で、なにを？



- ・ 相談支援専門員がお話しをうかがいます。
- ・ 実施するのは受給者証に記載されている「モニタリング期間」ごとです。
- ・ 必要な場合は、計画を作り替えます。

どんな良いことがあるの？

- ・ 障がいのある本人がどんな暮らしを望んでいるのかを中心に考えます。

具体的な生活の内容を考えます。

本人の
したい事や
なりたい自分

支援の種類や量、そして組み合わせ方を考えます。

障がいのある本人に関わる全ての支援が、**同じ目標を持って行われます。**
そして、計画相談の担当者を中心に、支援する人々の**連携が図られます。**

費用は？

- ・ 利用者又は保護者の負担はありません。
- ・ 計画を作成した事業者には市・町から報酬が支払われますが、利用者本人や家族がセルフプランを作成した場合は報酬は支払われません。
- ・ 定期的な見直し(モニタリング)にも、事業者に報酬が支払われます。

利用者は何をすれば良いの？

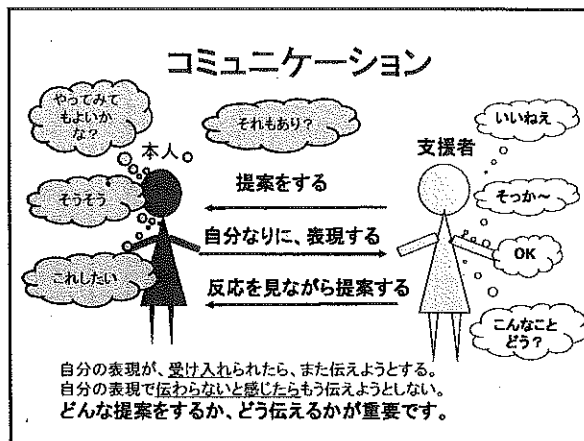
- ・ まずは市・町の障がい福祉の窓口相談する。
- ・ 計画相談を依頼したい「特定指定相談事業者」もしくは「指定障害児相談支援事業者」を選び、連絡する。
- ・ 選んだ事業者と契約を交わす。

指定特定

障がいのある本人の暮らしやこれからのことを、トータルに相談することが、何より大切です。
「どのサービスを使いたいのか」の前に「何が困っている事なのか」「何をしたいのか」「どうなりたいのか」を、相談支援専門員が聞き取り一緒に考えます。

その他(詳しくは個別にご相談ください)

- 地域生活支援事業(地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等)のみをご利用の方は計画作成の必要はありません。
- 障がい福祉サービスと障害児通所支援を併せて利用される場合は、両方の利用内容を記載した計画を一つ作成することになります。
- 介護保険を利用されている方は、障がい福祉サービス固有のサービスの利用を希望し、市・町が必要と認めた場合に、計画作成が必要です。



サービス等利用計画・障害児支援利用計画(案)

利用者氏名(児童氏名・年齢)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	利用者同意署名欄
計画作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名年月日

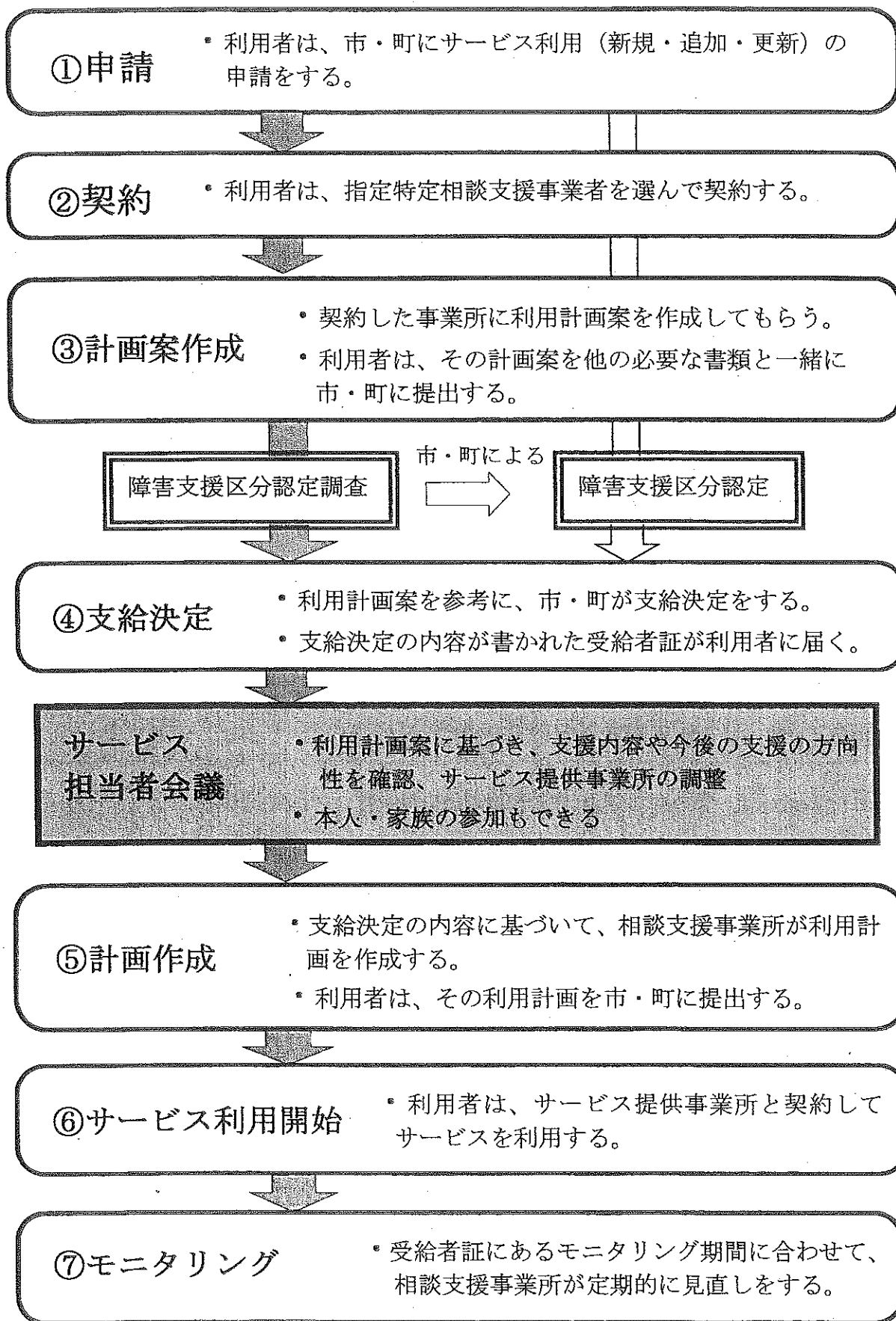
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	<p>この欄に、保護者やご本人の意向を記します。</p> <p>ご本人、ご家族のご意向に合わせた援助の方針を記します。</p>
総合的な援助の方針	ご本人、ご家族のご意向に合わせた援助の方針を記します。
長期目標	1年後には達成できそうな目標を利用児を主語として記します。
短期目標	半年後には達成できそうな目標を利用児を主語として記します。

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	毎日楽しく学校生活を送りたい。		6ヶ月	学校教育(開業日)	○市立○小学校(支援級担任・9**-****)	毎日元気に通学する。 学校名やサービス提供事業所名を記入し		
2	お友だちと過ごす時間がほしい。		随時	学校教育(開業日) 放課後等デイサービス(1回/週)	○市立○小学校(支援級担任・9**-****) ○事業所(担当支援員・0**-****)	他児と関わるプログラムを設定する。		他児との距離の取り方に気をつけるよう働きかける。
3	漢字をたくさん覚えたい。		1年	学校教育(開業日)	○市立○小学校(支援級担任・9**-****)	毎日の宿題に取り組む。		留意すべきこと、して欲しいことを記します。
4	今後の進路を一緒に考えてほしい(母)。		随時	学校教育(開業日) 相談支援事業(随時)	○市立○小学校(支援級担任・9**-****) ○事業所(相談支援専門員・9**-****)	気になったこと、心配なことがあればその都度、連絡し相談する。		
5								
6								

この部分を、計画作成にあたる相談支援専門員だけの思いではなく、現に利用されている学校や利用しようとする事業所の担当者と連絡を取り合い、支援目標を共通に理解し、対応できるように

事前に、利用曜日等確認し、記入します。

計画相談の流れ



「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」説明会 アンケート

今後の参考とするため、アンケートにご協力をお願いいたします。

あてはまるところに○印をつけて下さい。

1 お住まいの地域は、どこですか？

1. 向日市 2. 長岡京市 3. 大山崎町 4. その他 ()

2 この説明会は、どのようにしてお知りになりましたか？

1. 市・町の広報を見て 2. 事業所から配布の案内チラシを見て 3. その他 ()

3 昨年10月の説明会は？

1. 参加していない 2. 参加した

4 あなたと、サービスを利用する当事者との関係は？

1. 本人 2. 家族 3. 家族以外の関係者 4. その他 ()

5 説明をお聞きになりたかったのは、次のどれですか？

1. 「サービス等利用計画」 2. 「障がい児支援利用計画」 3. 1と2の両方

6 今日の説明を聞く前に知っていたことに○、今日わかったことには◎をつけて下さい。
(いくつでも)

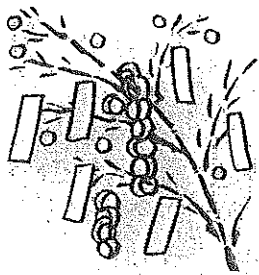
1. 利用計画を作る目的 2. 計画をいつ作るか 3. 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係
4. 計画を作るメリット 5. 計画を作ることができる事業所 6. モニタリングについて
7. サービス利用の流れ 8. 相談支援について 9. どれもよくわからなかった

7 まだよくわからないことやもっと知りたいことがあれば、お書きください。

8 「乙訓圏おとくにけん域障がい者いまいしや自立支援協議会じりつしえんきようぎかい」を知っていますか？

1. よく知っている 2. 名前は聞いたことがある 3. 全然知らない

9 今日きょうの説明会せつめいかいのことで、他ほかにお気づききのことがあれば、なんでもお書きください。



以上です。ご協力ありがとうございました。